



Nabeshima Labor Management



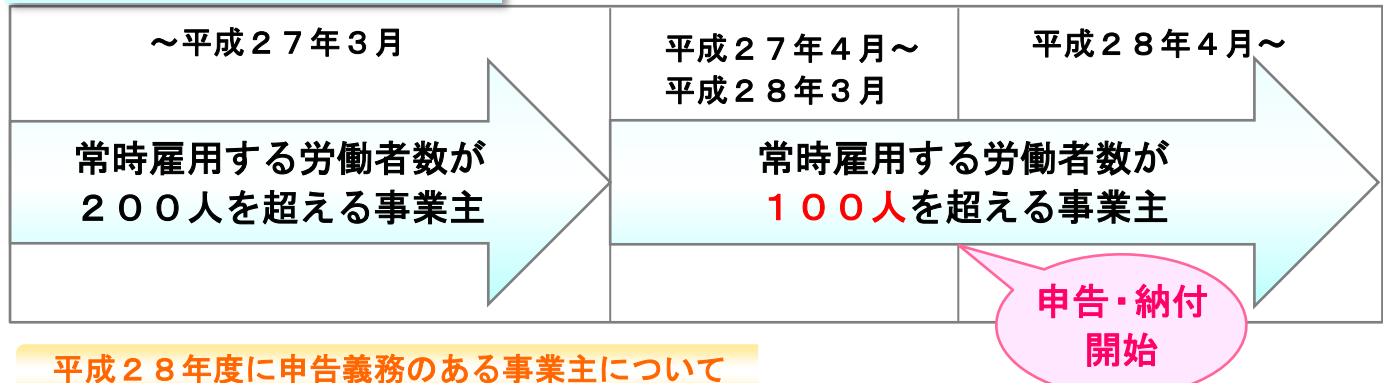
障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます。

～常時雇用している労働者数が100人を超える事業主も平成28年4月から申告が必要となります。～

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用の促進等に関する法律において「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、その常時雇用している労働者数の2.0%（法定雇用率）以上の障害者を雇用しなければなりません。障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、この雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。この経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

対象事業主拡大のスケジュール



平成28年度に申告義務のある事業主について

平成27年4月～平成28年3月の期間に常時雇用している労働者数(※1)が100人を超える月が5か月以上ある事業主は申告義務があります。

※1 常時雇用している労働者数を計算する際には短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人を0.5カウントとして計算します。

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）

＝常時雇用している労働者の数×2.0%（法定雇用率）

※1未満の端数は切り捨て

雇用障害者数のカウント方法

常時雇用している労働者である障害者1人をもって、障害の種類、程度及び週所定労働時間で区分した下表の該当する欄の人数を雇用しているものとみなして雇用障害者数を算定します。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満 (短時間労働者)
身体・知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人

法定雇用障害者数を下回る場合 ⇒ 障害者雇用納付金を納付します。(1人あたり月額50,000円※2)
法定雇用障害者数を超える場合 ⇒ 障害者雇用調整金の支給申請ができます。(1人あたり月額27,000円)
※2

常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
納付金の額が1人あたり月額50,000円から40,000円に減額されます。

申告・納付の期間は、平成28年4月1日から5月16日です。対象となる場合は必ず申告するようお願いいたします。

《筆者：石川》

お知らせ

◇健康保険料率変更

協会けんぽの平成28年3月からの健康保険料率につきましては、9.95%から9.94%に引き下げとなりました。4月に支払う給料から控除する保険料が変更となります。(介護保険料率は据え置き)

◇平成27年12月支給賞与のデータを集計致しました。全事業所ではありませんのでご理解下さい。

尚、支払いのない事業所は対象としておりません。

(事業所規模)

10人未満

平均額268,288円(49事業所)

10人以上30人未満

平均額276,807円(40事業所)

30人以上

平均額241,446円(17事業所)

自然との共生



私の訪問先に日光小来川の事業所があります。昨年の集中豪雨では道が1か月も遮断されてしまいました。自然がいっぱいで私も大好きな所なのですが、昨今、子供の減少・空き家の増加等で古民家が目立っています。蕎麦の味は格別で、人情味のある地域でとても心休まる場所です。これからは山桜が見事ですょ…。足をのばしてみませんか？ 溪谷や車道の周囲は四季を通じて変化に富んでいます。

わたしのひとこと

軽井沢スキーバス転落事故は近年30年の中で最悪の事故で、将来のある若者の尊い命が奪われた。起こるべき条件の中で起きた事故である。あまりにも安全に対する措置が乏しいと言わざるを得ない。この事故の原因はまさに今の労働環境の悪化を物語っている。

- ① 運転手の人手不足(特に若手労働者) → 人手不足の影響による高齢化
- ② 1人当たりの走行距離の増加 → 休日・休暇の取得率の低下
- ③ 賃金の減額 → 国が定める基準を下回るバスツアーの料金、格安料金での設定
つまり、「安い、悪い、お粗末」の計画が将来を担う多くの人生を奪ってしまった…。

失った家族の損失を埋めることは誰にも、どんな手法を講じてもでき得ないこと。

《人の命は地球の重さよりも重い》という言葉を私たちは日常の多忙に追われて忘れてしまっていないだろうか？

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

